

覚えておこう！

クーリング・オフ制度

消費生活センター ☎ 4 4 3 ・ 9 0 7 8

「契約をしてしまったが、解約したい」
そんなときのために、クーリング・オフ制度を覚えておきましょう。

クーリング・オフ制度とは
訪問販売や電話勧誘販売などで消費者がいったん申し込みや契約をした場合でも、一定期間内であれば、無

条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。
クーリング・オフができる取引は、法律で定められているほか、事業者が約款で定めている場合もあります。

クーリング・オフが

できる期間

◇クーリング・オフができる期間は、取引の形態によって異なります。

◇訪問販売では、契約書または申込書（法定書面の受領日を1日目（起算日）と数えて、8日間がクーリング・オフできる期間です。

◇通知は、はがきなどの書面で行います。期間内に発信すればよく、期間内に事業者に届く必要はありません。

通知方法

◇必ず、はがきなどの書面で販売会社の代表者宛てに通知します。

◇送る前にはがきの両面をコピーし、特定記録郵便や簡易書留など発信の記録が残る方法で送ります。関係書類は保管しておきましょう。

◇クーリング・オフをする
と、支払ったお金は返され、消費者は手元にある商品を返します。（返品費用は販売会社が負担）
◇個別クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも通知します。

通知の書き方の例

(表面)	通知書 (裏面)
〒 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表者〇〇 〇〇様	次の契約を解除します。 契約年月日 〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社 〇〇株式会社〇〇営業所 担当者 〇〇 〇〇 支払った代金〇〇〇〇円を速やかに返金し、商品を引き取ってください。 〇〇年〇月〇日 契約者住所 〇〇市〇〇町〇〇番地 氏名 〇〇 〇〇

※ 少しでも不安に思った場合は、消費生活センターへご相談ください。